六項の規定により解散基金加入員とみなされた者に支給する老齢年金給付の額	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（略）
項の規定により個人別管理資産の移換を受けている場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びその額	（略）	（略）
十二　基金が平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項の規定による権利義務の移転を行った年月日及び連合会が同条第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者に支給する老齢年金給付の額	（削る）	（略）

2　存続連合会については、改正前確定拠出年金法施行規則第十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一条第九号、第二十六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十条第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第五十六条第一項（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第三十条第二項第三号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
又は同法第九十一条の三第一項	、平成二十五年改正法附則第四十七条第一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項	（略）

（略）	（略）	（略）
年月日	（略）	（略）
年月日及び連合会が同条第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者に支給する老齢年金給付の額	（略）	（略）

2　存続連合会については、改正前確定拠出年金法施行規則第十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一条第九号、第二十六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十条第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第五十六条第一項（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第三十条第二項第三号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
同法第九十一条の三第一項	平成二十五年改正法附則第四十七条第一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項	（略）